

京都市円山公園条例（平成28年12月22日京都市条例第20号）（建設局みどり政策推進室）

京都市円山公園について、都市公園法に基づき公園施設の設置基準を定める等の必要があるため京都市円山公園条例を制定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 保存及び管理について
- 2 公園施設の設置基準について
- 3 便益施設の形態、意匠等に係る基準について

この条例は、平成28年12月22日から施行することとしました。

京都市円山公園条例を公布する。

平成28年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第20号

京都市円山公園条例

(設置)

第1条 都市公園法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園を次のように設置する。

名称 京都市円山公園

位置 京都市東山区祇園町北側

(保存及び管理)

第2条 本市は、京都市円山公園（以下「公園」という。）の保存及び管理等を適切に行うための基本的な方針として本市が策定した名勝円山公園保存管理計画に基づき、公園の保存及び管理等を適切に行い、公園を将来の世代に継承しなければならない。

(公園施設の設置基準)

第3条 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の13とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、都市公園法施行令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

(便益施設の形態、意匠等に係る基準)

第4条 公園に便益施設（法第2条第2項第7号に掲げる便益施設をいう。）として設けられる建築物の形態、意匠等は、他の法令及び条例に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 規模、形態及び色彩その他の意匠が、歴史的に培われてきた緑豊かな公園固有の趣ある風致及び景観と調和するものであること。
- (2) 外観が、原則として和風であり、植栽、生垣、和風門、和風塀等を設けることにより、周囲の風致及び景観と調和するものであること。
- (3) 建築物に定着する工作物にあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)